

主な内容

2面・3面 ■ 荒川区子ども・子育て支援計画(素案)の内容を紹介し
ます／4面 ■ 27年度《子育て支援》主要&新規事業

発行 ■ 荒川区子育て支援部子育て支援課 ☎(3802)3111 〒116-8501 東京都荒川区荒川2-2-3/87000部発行

荒川区子ども・子育て支援計画 (素案)にご意見をお寄せ下さい

子ども・子育てを取り巻く諸課題に取り組むため、「荒川区子ども・子育て支援計画」を策定します。

このたび「素案」がまとまりましたので、皆様のご意見をお寄せ下さい。

問合せ 子育て支援課 ☎内線3811



荒川区子ども・子育て支援計画とは

区では、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を推進していく「子ども・子育て支援新制度」に対応すると共に、多様な保健サービスの提供や保育園の待機児童解消、在宅育児支援、放課後の安全な居場所の整備など、これまでの区の取り組みについてさらなる充実を図るため、「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」及び「母子保健計画」を一体のものとして「荒川区子ども・子育て支援計画」を策定します。

25年度に実施した「荒川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」等の結果に基づき、今後の教育・保育や子ども・子育てに関する事業の提供体制とその実施時期等について記載しています。



計画の期間

計画期間は、27～31年度の5年間とします。各施策の進捗状況について、年度ごとに分析・評価します。また、中間年に当たる29年度をめぐり、策定時以降の状況の変化に合わせ、計画の見直しの実施を検討します。

区域の設定

本計画では、地理的条件、人口などを踏まえて、「量の見込み」・「確保方策」を検討する単位として、「幼児期の学校教育・保育等の提供区域」を設定します(右図参照)。

- ▶ 1区域(全域)
幼稚園等、地域子ども・子育て支援事業
《広域利用が多いため》
- ▶ 5区域(南千住、荒川、町屋、尾久、日暮里)
保育園等、学童クラブ、地域子育て交流サロン
《より身近な地域で利用出来る提供体制を確保するため》